

日本の
ひなた
宮崎県

喀痰吸引等制度に関する参考資料

平成29年7月5日

宮崎県福祉保健部長寿介護課

介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について

対象となる医療行為

介護職員等が実施可能な医療行為は、以下の喀痰吸引等のうち、研修を修了した行為です。

- たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
 - ☞ 口腔内及び鼻腔内のたんの吸引は、咽頭の手前までが限度
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）
 - ☞ 実施にあたっては、医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）による以下の確認が必要。
 - ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施に際しては、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと。
 - ・ 経鼻経管栄養の実施に際しては、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていること。

喀痰吸引等が可能な介護職員

たんの吸引等の業務ができる介護福祉士や介護職員等は以下のとおりです。

- 介護福祉士※以下参照
- 介護職員等のうち、都道府県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を修了し、都道府県知事の認定を受けた者（認定特定行為業務従事者）

※ 以下の「介護福祉士」であって、喀痰吸引等制度における実地研修を修了した行為について、（公財）社会福祉振興・試験センターに登録申請を行なった者

- ・ 平成28年度以降の介護福祉士国家試験合格者
- ・ 上記以外の介護福祉士であって、介護福祉士養成施設等において医療的ケアに関する研修課程を修了した者

（注意）これら以外の者が喀痰吸引等を実施した場合は、医師法違反、保健師助産師看護師法違反となり、これらの法令により罰せられる場合があります。（医師法第17条及び同法第31条第1項1号、保健師助産師看護師法第29条から32条及び同法第43条第1項第1号）

喀痰吸引等の提供が可能な事業所

たんの吸引等について業として実施するためには、以下の登録事業者であることが必要であり、登録事業者となるためには、事業所毎に一定の基準を満たした上で県の登録を受けることが必要です。

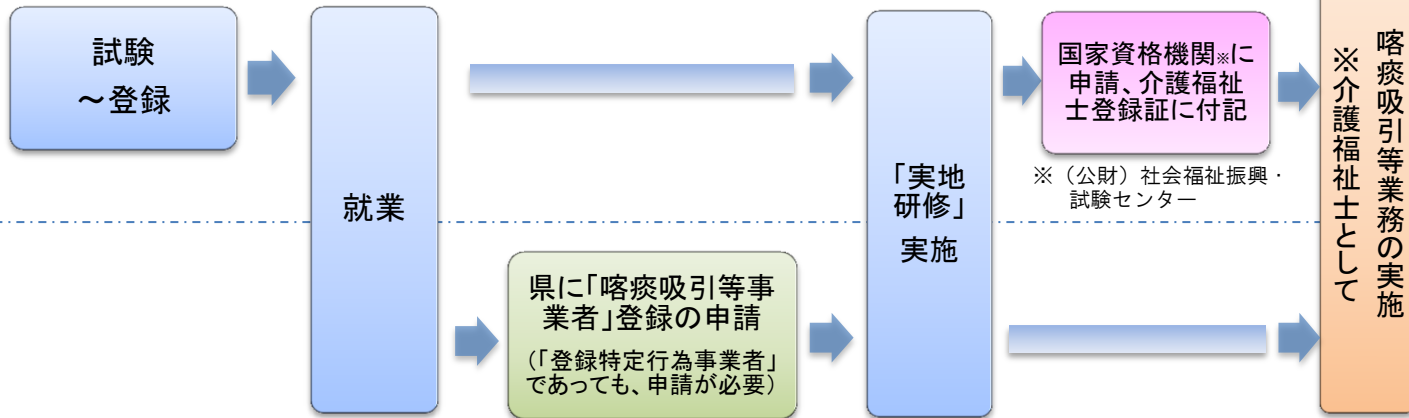
- 登録喀痰吸引等事業者（従事者に介護福祉士のいる事業者）
- 登録特定行為事業者（従事者が介護職員等のみの事業者）

（注意）登録事業者でない事業所で、介護職員により喀痰吸引等を提供した場合は、事業者及び法人等について、社会福祉士及び介護福祉士法により罰せられる場合があります。（社会福祉士及び介護福祉士法第53条第4号及び同法第56条、同法附則第23条第1号及び同法附則第26条）また、登録事業者であっても、資格を有しない介護職員により喀痰吸引等を提供した場合は、登録事業者の取り消し等の処分となる場合があります。（同法第48条の7第2号、同法附則第20条第2項）

介護福祉士及び介護職員等が喀痰吸引等業務を行うまで

① 介護福祉士の手続きの流れ

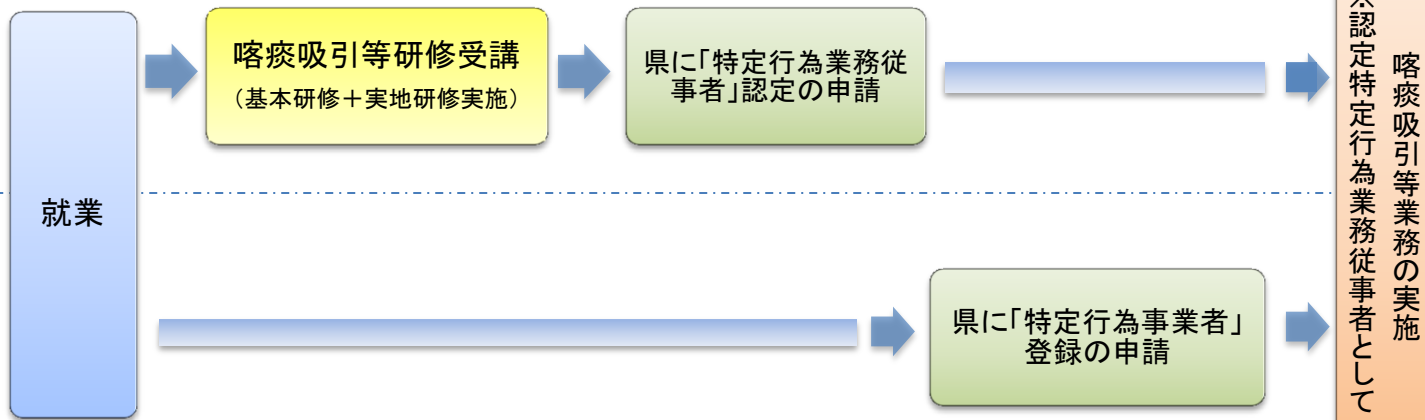
- ・ 平成28年度以降の介護福祉士国家試験合格者
- ・ 上記以外の**介護福祉士**であって、介護福祉士養成施設等において医療的ケアに関する研修課程を修了した者



①の者が所属する事業所の手続きの流れ

② 介護職員等の手続きの流れ

- ・ ①以外の介護福祉士
- ・ 介護職員
- ・ 特別支援学校教員 等



②の者が所属する事業所の手続きの流れ

喀痰吸引等研修、指導者講習について

喀痰吸引等研修、指導者講習について

介護職員等が特定行為（たんの吸引等）を行うための一定の知識及び技能を習得するためには、県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を受けることが必要です。

また、こうした研修の講師や、実地研修の指導者となる看護師等については、宮崎県が行う講習（指導者講習）などの指導者向け講習を受講することが必要です。

喀痰吸引等研修、指導者講習のカリキュラムについて

喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象（第一号・第二号研修））

基本研修

講義

50時間

演習

各行為のシミュレーター演習
 ☆たんの吸引
 口腔、鼻腔、
 気管カニューレ内部 各5回以上
 ☆経管栄養
 胃ろう又は腸ろう
 経鼻経管栄養 各5回以上

評価

知識の確認
 （筆記試験）

プロセス
 評価

実地研修

事業所等において、指導者向け講習を受講した看護師等の指導を受けながら、利用者の協力を得て実施

以下の全て又は一部の行為を実施
 ☆たんの吸引
 口腔：10回以上
 鼻腔：20回以上
 気管カニューレ内部：20回以上
 ☆経管栄養
 胃ろう又は腸ろう：20回以上
 経鼻経管栄養：20回以上

評価

プロセス
 評価

指導者講習

指導者講習

講義

1日間程度

演習

各行為の
 シミュレーター演習
 ☆たんの吸引
 口腔、鼻腔、
 気管カニューレ内部
 ☆経管栄養
 胃ろう又は腸ろう
 経鼻経管栄養

本県における研修等の状況

○ 県が実施する研修

研修等	実施機関	受講料
喀痰吸引等研修 （第一号・第二号研修）	民間機関（県委託）	22,000円
指導者講習	民間機関（県委託）	無料

○ 登録研修機関が実施する研修（全て喀痰吸引等研修）※H29.6.30現在

実施機関	所在地	電話番号
株式会社セリナ	宮崎市上野町4番7号	0985-48-6821
認定特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎	宮崎市恒久二丁目19-6	0985-53-6056
公益財団法人介護労働安定センター宮崎支部	宮崎市別府町3番1号	0985-31-0261
特定非営利活動法人 都城圏域高齢者の住まいと介護総合研究所	都城市金田町2529番地2	0986-36-8670

※ 登録研修機関が実施する研修の受講料は、研修機関毎に異なります。各研修機関にお問い合わせください。

喀痰吸引等研修の補助制度

本研修の受講に当たっては、人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）の活用が可能です。詳しくは宮崎労働局職業対策課（電話番号：0985-38-8824）までお問い合わせください。

（参考）○ 「人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）厚生労働省HP→http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

喀痰吸引等制度における手続きについて（認定特定行為業務従事者（介護職員等）が実施する場合）

認定特定行為業務従事者（省令第一号、第二号研修修了者）が特定行為の実施に至るまで

☆ ①から③の手続き後、事業所において喀痰吸引等の実施が可能

① 都道府県又は登録研修機関で喀痰吸引等研修を受講（H24年度以降）

② 県から「認定特定行為業務従事者」の認定を受ける

③ 喀痰吸引等を実施する事業所等は、県から「登録特定行為事業者」の登録を受ける

※ H23年度以前、一定の要件下でたんの吸引等の提供を行っている方等についても、「経過措置対象者」として喀痰吸引等研修を修了した者と同等以上の知識及び技能を有していることについて県の認定を受ければ、認定特定行為業務従事者として喀痰吸引等の実施が可能。

申請書（届出書）及び添付資料について

☆ 主な手続きにおける申請書（届出書）及び添付資料については以下のとおり。

（提出先：県長寿介護課 施設介護担当（障害者総合支援法に基づく事業者については、県障がい福祉課地域生活支援担当））

認定特定行為業務従事者

I 新規に申請する場合

- 1 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第一号、第二号研修修了者対象）（様式第4号）
- 2 住民票の写し
- 3 喀痰吸引等に関する研修修了証の写し
- 4 法附則第4条第3項（欠格事項）に該当しない旨の誓約書（様式第4号の2）
- 5 手数料（宮崎県収入証紙1,000円）

II 新たに研修を修了し、実施する行為を追加する場合

- 1 認定特定行為業務従事者認定証 変更届出書（様式第7号）
 - 2 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（様式第8号）
 - 3 変更前の「認定特定行為業務従事者認定証」（原本）
 - 4 喀痰吸引等研修の修了証明書の写し
- ※ 経過措置対象者が喀痰吸引等研修を受けて行為を追加する場合は、I（新規申請）により申請すること。

III 氏名、住所に変更がある場合

- 1 認定特定行為業務従事者認定証 変更届出書（様式第7号）
 - 2 戸籍抄本（氏名変更時）、住民票の写し（住所変更時）
- ※ 氏名変更に伴い、再交付を希望する場合は、認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（様式第8号）、変更前の「認定特定行為業務従事者認定証」（原本）をあわせて提出

※ 様式等詳細については県ホームページに掲載

→ トップ > 健康・福祉 > 高齢者・介護 > 高齢者福祉 > 特定行為業務従事者の認定について（第一号、第二号研修修了者）

登録特定行為事業者

I 新規に申請する場合

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式第1号）
- 2 従事者名簿（様式第1号の2）
- 3 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 4 法第48条の4（欠格事項）に該当しない旨の誓約書（様式第1号の3）
- 5 法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式第1号の4）
- 6 5において「該当書類」に記載した書類（チェックリストほか該当書類）
- 7 認定特定行為業務従事者の認定証の写し
- 8 手数料（宮崎県収入証紙1,500円）

II 実施する行為を追加する場合

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（様式第3号）
- 2 法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式第1号の4）
- 3 従事者名簿（様式第1号の2）
- 4 認定特定行為業務従事者の認定証の写し（追加する行為を行う従事者分）

III 設置者に係る事項、従事者名簿を変更する場合

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式第3号の2）
- 2 変更内容が分かる書類（名簿の変更時は、認定特定行為業務従事者認定証の写し等）

※ 様式等詳細については県ホームページに掲載

→ トップ > 健康・福祉 > 高齢者・介護 > 高齢者福祉 > 登録事業者（喀痰吸引等事業者・特定行為事業者）の登録申請について（介護保険法・老人福祉法関係事業者）

喀痰吸引等制度における手続きについて（介護福祉士が実施する場合）

介護福祉士が喀痰吸引等の実施に至るまで

- ☆ 平成28年度以降の介護福祉士国家試験合格者又は医療的ケアに関する研修課程（養成施設、実務者研修、福祉系高校等）を修了した介護福祉士のいる事業者については、①から③の手続き後、事業所において喀痰吸引等の実施が可能
- ① 県から「喀痰吸引等事業者」の登録を受ける（**特定行為事業者として登録を受けている事業所であっても、「喀痰吸引等事業者」の登録が必要**）
- ② 介護福祉士に対して実地研修を実施、実地研修修了証の交付
- ③ 介護福祉士が、（公財）社会福祉振興・試験センターに登録申請（実施可能な行為が介護福祉士登録証に記載される。）
- ※ 既に認定特定行為業務従事者として認定を受けている介護福祉士については、上記手続きは不要であり、認定特定行為業務従事者としてたんの吸引等が可能。

申請書（届出書）及び添付資料について

- ☆ 主な手続きにおける申請書（届出書）及び添付資料については以下のとおり。
（提出先：県長寿介護課 施設介護担当（障害者総合支援法に基づく事業者における手続きについては、県障がい福祉課地域生活支援担当に問い合わせ））

登録喀痰吸引等事業者

I 申請する場合

- 既に特定行為事業者の登録を受けている事業所については、書類の一部の提出不要

申請書及び添付書類	申請者	喀痰吸引等事業者のみの登録申請を行う事業所	既に特定行為事業者の登録を受けている事業所
1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式第1号）		○	○
2 従事者名簿（様式第1号の2）		○	○
3 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書		○	不要
4 法第48条の4（欠格事項）に該当しない旨の誓約書（様式第1号の3）		○	不要
5 法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式第1号の4）		○	○ （一部記載不要）
6 5において「該当書類」に記載した書類		○	○
7 介護福祉士登録証の写し		○	○
8 手数料（宮崎県収入証紙1,500円）		○	○

II 実施する行為を追加する場合

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（様式第3号）
- 2 法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式第1号の4）
- 3 従事者名簿（様式第1号の2）
- 4 介護福祉士登録証の写し（追加する行為を行う従事者分）

III 設置者に係る事項、従事者名簿を変更する場合

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式第3号の2）
- 2 変更内容が分かる書類（名簿の変更時は、介護福祉士登録証の写しの写し等）

※ 様式等詳細については県ホームページに掲載
→ トップ>健康・福祉>高齢者・介護>高齢者福祉>登録事業者（喀痰吸引等事業者・特定行為事業者）の登録申請について（介護保険法・老人福祉法関係事業者）

（参考）介護福祉士の（公財）社会福祉・振興試験センターにおける登録手続きについては、同法人のホームページに掲載
→ トップページ>資格登録>「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の登録申請について
(<http://www.sssc.or.jp/touroku/kakutan.html>)

参 考

喀痰吸引等関係の法令及び通知等

厚生労働省作成資料

介護職員等関係

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
(平成23年法律第72号)

社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (昭和62年政令第402号)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法施行令等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
(平成23年政令第376号)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和62年厚生省令第49号)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令
(平成23年厚生労働省令第126号)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について(社会福祉士及び介護福祉士関係)
(平成23年社援発0622第1号)

社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)
(平成23年社援発1111第1号)

喀痰吸引等研修実施要綱について
(平成24年社援発03030第43号)

介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて
(平成24年 医政発0329第14号、老発0329第7号、社援発0329第19号)



介護福祉士養成課程関係

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則
(昭和62年厚生省令第50号)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令
(平成23年厚生労働省令第132号)

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について
(平成20年社授発第0328001号)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)
(平成23年社授発1028第1号)

社会福祉士介護福祉士学校指定規則
(平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号)

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令
(平成23年文部科学省厚生労働省令第5号)

社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について
(平成20年19文科高第918号、社授発第0328002号)

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)
(平成23年23文科高第721号、社授発1028第2号)

福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について
(平成20年19文科初第1403号、社授発第0328004号)

社会福祉士介護福祉士学校指定規則等の一部を改正する省令の施行について(福祉系高等学校等における医療的ケアの教育関係)
(平成23年23文科初第1244号、社授発1129第8号)

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2第1号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第7条の2第1号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準を定める件
(平成23年厚生労働省告示第414号)

介護福祉士養成課程における医療的ケアの教育内容について
(平成24年社授基発X0327第1号、24高医教第57号)

実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について
(平成23年社授発1028第3号)

喀痰吸引等制度に関するホームページ、お問い合わせ先

内容	詳細	ホームページ	備考	お問い合わせ先
喀痰吸引等制度全般		喀痰吸引等制度について（厚生労働省ホームページ） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html	厚生労働省ホームページ	—
喀痰吸引等制度全般		介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について http://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koesha/kakutankyuin.html	トップ＞健康・福祉＞高齢者・介護＞高齢者福祉＞介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について	宮崎県長寿介護課施設介護担当、障がい福祉課地域生活支援担当
特定行為業務従事者の認定(経過措置対象者)	経過措置・不特定多数の者対象	特定行為業務従事者の認定について（経過措置・不特定多数の者対象） http://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koesha/choju00184.html	トップ＞健康・福祉＞高齢者・介護＞高齢者福祉＞特定行為業務従事者の認定について（経過措置・不特定多数の者対象）	宮崎県長寿介護課施設介護担当 TEL:0985-26-7058
	経過措置・特定の者対象	認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象） http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogaifukushi/kenko/shogaisha/page00168.html	トップ＞健康・福祉＞障がい者＞障がい者福祉＞認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）	宮崎県障がい福祉課地域生活支援担当 TEL:0985-26-7068
特定行為業務従事者の認定	不特定多数の者対象（第一号・第二号研修修了者）	特定行為業務従事者の認定について（第一号、第二号研修修了者） http://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koesha/choju00209.html	トップ＞健康・福祉＞高齢者・介護＞高齢者福祉＞特定行為業務従事者の認定について（第一号、第二号研修修了者）	宮崎県長寿介護課施設介護担当 TEL:0985-26-7058
登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録	介護保険法・老人福祉法関係事業者	登録事業者（喀痰吸引等事業者・特定行為事業者）の登録申請について（介護保険法・老人福祉法関係事業者） http://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koesha/choju00185.html	トップ＞健康・福祉＞高齢者・介護＞高齢者福祉＞登録事業者（喀痰吸引等事業者・特定行為事業者）の登録申請について（介護保険法・老人福祉法関係事業者）	宮崎県長寿介護課施設介護担当 TEL:0985-26-7058
	障害者総合支援法に基づく事業者	登録特定行為事業者の登録申請について http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogaifukushi/kenko/shogaisha/page00169.html	トップ＞健康・福祉＞障がい者＞障がい者福祉＞登録特定行為事業者の登録申請について	宮崎県障がい福祉課地域生活支援担当 TEL:0985-26-7068
登録研修機関の登録（第一号、第二号研修）	登録研修機関の登録申請等について	登録研修機関の登録申請等について http://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koesha/20150817153308.html	トップ＞健康・福祉＞高齢者・介護＞高齢者福祉＞登録研修機関の登録申請等について	宮崎県長寿介護課施設介護担当 TEL:0985-26-7058